

店舗の新築・増改築等をする 飲食店・小売業の皆様へ

～指宿市コア店舗出店支援事業のご案内～

地域の魅力ある店舗として他の模範となるように店舗を新築又は増改築等をする店舗に補助金を交付します。

- 1 補助対象者** 指宿市内に事業所を有する者又は指宿市内で創業する者
- 2 補助対象条件**
 - ①主として観光客等を対象に「飲食業」又は「小売業（市内の産品を販売）」を営む店舗を新築又は増築、改築すること
 - ②補助事業活用後の売上が月100万円以上を見込むこと（計画書が必要）
 - ③対象工事に要する費用の2分の1以上の金額相当分について、市内の建築業者等を利用すること
 - ④補助対象経費が300万円以上であること
- 3 補助対象経費**
 - ①店舗の新築、増築、改築等に係る経費
 - ②備品やじゅう器等の購入及び設置に係る経費※対象外・・・市、県、国等の他の補助事業の対象経費及び消費税等
- 4 補助対象期間** 店舗の新築又は増改築等の工事が、令和6年2月1日から令和7年1月31日までに終了するものであって、令和7年3月15日までに事業開始が見込めるものであること
- 5 補助額** 最大50万円まで（補助対象経費の10%以内。予算の範囲内）
※補助対象者は審査委員の選考により決定します。
- 6 応募締切** 令和6年9月30日（月）【必着】
- 7 提出書類** ①申請書 ②工事計画書（見積書、工事施工書等） ③事業計画書等
※詳しくは、指宿商工会議所又は菜の花商工会の指導員にご相談ください。
- 8 問い合わせ先**

指宿市役所 商工水産課 商工運輸係	☎22-2111（内線312・313）
指宿商工会議所	☎22-2473
菜の花商工会 山川本所	☎34-1141
菜の花商工会 開聞支所	☎32-4780